

3月末で第八小学校が閉校します

中部地域の第八小学校が、3月末をもって閉校になります。これは19年8月に策定した「東久留米市立学校再編成にかかる実施概要（基本プラン）」以下、基本プランという）に基づいて進めてきました。

今号では、第八小学校の閉校に至るまでの経過と今後の対応についてお知らせします。

詳しくは学校適正化等担当 ☎470・7785へ。

閉校に至るまでの経過

基本プランを公表した後、教育委員会では第八小学校保護者への説明会と懇談会、移行受け入れ校である第一・第二・第三・第五小学校に児童が安心して新しい学校になるよう、スクールカウンセラー（相談員）の配置や相談室の改修・整備を行い、閉校に伴う児童のメンタル面の支援を実施します。

第八小学校の閉校に伴い、通学区はそれぞれ第一・第三・第五小学校の通学区に編入されます。これまで、受け入れ校との調整区域として定められていたものが、そのまま新通学区となります。

通学区の変更に伴う通学路の変更による児童の安全策についても、危険箇所への横断歩道の設置や道路の拡幅整備など、可能な限り対応していきます。

教育委員会では、今後も保護者の方や地域の皆さんとの話し合いの場を設け、相互理解を深めながら学校規模適正化を進めていきます。ご理解とご協力をお願いします。



ありがとう第八小学校 さようなら第八小学校

第八小学校の校庭、体育館、夜間照明施設が利用できなくなります

第八小学校の閉校に伴い、4月1日以降は校舎の解体手続きが進められますので、学校の校庭、体育館、夜間照明施設等は、施設利用ができなくなります。ご理解とご協力をお願いします。

詳しくは生涯学習課スポーツ振興係 ☎470・7784または教育部総務課施設管理係 ☎470・7775へ。

4月1日から

中央町二〜四丁目に住住の方の避難所が変わります

広報2月15日号でお知らせしましたが、第八小学校の閉校に伴い、次の地域に在住の方には、4月1日から指定避難所が変わります。変更は次の通りです。

- ◆中央町二丁目に住住の方 → 第一小学校
- ◆中央町三丁目に住住の方 → 中央中学校
- ◆中央町四丁目に住住の方 → 第五小学校

※災害時には、指定避難所以外の避難所に避難することもできます。

詳しくは防災防犯課防災防犯係（内線2223）へ。

南沢五丁目地区地区計画の内容など、最新情報をお知らせします

南沢五丁目地区地区計画原案の概要については、昨年の広報11月1日号でお知らせし、この地区計画を定めるための手続きを進めていきましたが、今年1月20日に就任した馬場市長は「前市長の下で進められてきた大型商業施設誘導については、都市計画上の一定の手続きは進んでいて、予定されている地区計画区域内の権利者や周辺住民をはじめ、市民の皆さんの中に反対する意見がある。市民参加と市民対話とともに歩むという観点から、いまここで一旦立ち止まって、周辺住民をはじめとする関係者のご意見を伺うなど、調査・検討する」ことを所信表明で発表しました。

そこで、「意見をいただく前提として、本計画の内容などを、最新の情報を含め改めてお知らせします。」

詳しくは都市計画課土地利用計画担当 ☎470・7768へ。

地区計画案の目標と内容

◎目標と地区区分

この地区計画案の目標は、旧企業グラウンド跡地を含む南沢五丁目の約11・1ハの地区について、①計画的な土地利用転換を推進し、活気ある市街地の形成を図る②商業、住居、福祉などの機能が調和したまちづくりを推進することです。

この目標を実現するため、地区を「近隣商業地区」「都市型住宅・業務地区」「中高層住宅地区」「低層住宅地区」に区分し、「近隣商業地区」(約6・3ハ)は、商業施設の立地を誘導することとしています。

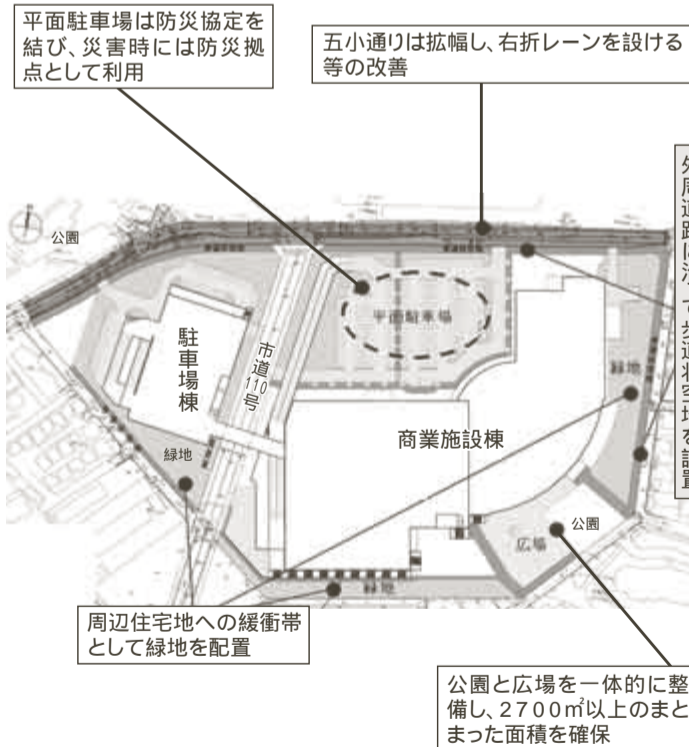
◎地区計画案の内容

地区区分ごとの整備方針は次の通りです。

「近隣商業地区」 公園・広場や緑地、歩道状空地を配置し、地区内の市道209号線(五小通り)の拡幅を行う。

(事業者とは、これらの施設

図2 近隣商業地区計画図



外周道路に沿って歩道状空地を設置

公園と広場を一体的に整備し、2700㎡以上のまとまった面積を確保

周辺住宅地への緩衝帯として緑地を配置

平面駐車場は防災協定を結び、災害時には防災拠点として利用

五小通りは拡幅し、右折レーンを設ける等の改善

◎地区計画の手続き

21年8月に都市計画法第16条に基づく地区計画の原案告示・縦覧、および説明会を実施しました。この原案に基づいた地区計画案について同法第19条の規定により都と協議を行い、21年12月1日に同意を得ました。その後の手続きとしては、同法17条に基づき地区計画案の告示・縦覧を行い、市民からの意見を付し東久留米市都市計画審議会に諮る必要があります。

事業者・土地所有者の意向

馬場市長の就任以降、事業者および土地所有者から提出された要望書、ならびに直接面会しての申し入れの内容は次の通りです。

- ①市からの要請および信頼関係に基づき進めてきた計画であり、協定も締結している
- ②ハード面の見直しは時計を4〜5年前に戻すことになり、受け入れ難い③従って、速やかに現計画のまま進めてもらいたい④ソフト面の見直しは検討できる

現計画案を見直すとした場合に懸念される事項は、次の通りです。

①土地所有者および事業者と協定を結び、協議を行い進めてきた計画案を見直す場合は、改めて土地所有者などの協議が必要になります。協議不成立の場合は、債務不履行による賠償または補償が発生する可能性がある

②協定により土地所有者などが整備を行い、市に無償譲渡することとなった市道110号線は、市が用地取得や整備をしなければならぬ可能性がある

③市道110号線の全線(所沢街道から五小通りに至る区間)の開通の見込みが立たなくなった場合は、これまで市が進めてきた所沢街道から当該地に至る区間の整備事業効果が発揮されないことになり、都からの補助金返還が生じる可能性がある

※なお、商業施設の計画案は、商業施設棟Ⅱ地上4階1〜3階が店舗、4階と屋上が駐車場、駐車場Ⅱ地上5階(1〜5階と屋上が駐車場)、敷地面積約5万2700平方メートル、延べ床面積約8万1800平方メートル、駐車場収容台数約1700台です(右図2参照)。

ご意見を募集します

市では、これらの状況を踏まえ、この計画案の是非や見直しについて、市民の皆さんからの忌憚(きたん)のないご意見をお寄せ頂きますようお願いいたします。

ご意見は4月9日(金)までに(必着)、〒203-8555、市役所都市計画課あて郵送、ファクス(470・7809)または電子メールでお寄せください。

「南沢五丁目地区地区計画」策定についての経緯と概要は、市ホームページの「市政」-明日の東久留米「都市計画」をご参照ください。詳しくは同課土地利用計画担当 ☎470・7768へ。

◆都市計画課メールアドレス
toshikeikaku@city.higashikurume.lg.jp

図1 地区の区分

